

1. 件名：電源開発（株）大間原子力発電所第1号機及び中国電力（株）島根原子力発電所第3号機に係る使用前検査申請の保全計画の記載内容に関する面談

2. 日時：令和3年1月6日 13時30分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁専門検査部門執務室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

村尾企画調査官、平井上席原子力専門検査官、渋谷主任原子力専門検査官、山形主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官、小泉技術参与

電源開発（株） 原子力技術部 設備技術室 課長 他7名

中国電力（株） 電源事業本部 原子力設備グループマネージャー 他4名

5. 要旨

○電源開発（株）及び中国電力（株）から、保全計画（施設管理実施計画）の変更に伴う使用前検査申請の変更申請について、資料に基づき以下のとおり説明を受けた。

- ・使用前検査の申請で提出する「保全計画（施設管理実施計画）」は、保安規定第4章「施設管理」に基づきQMSで定める施設管理実施計画のうち、適切な保全を行うために必要となる重要な事項について記載する。
- ・施設管理を実施すべき設備の状態が変化する「発電用原子炉に燃料体を挿入する日」及び「使用開始予定日」の前日までに保全計画を変更する計画である。
- ・設置の工事の各段階と「保全計画（施設管理実施計画）」（特別な保全計画を含む）の関係を資料1及び資料2の添付資料2に整理した。
- ・今回実施する使用前検査の変更申請は、「原子力発電工作物の保安に関する命令」第19条第1項及び第2項に規定する書類の内容の変更を伴わないことから、同条第3項による変更の手続きは行わない。

○上記の説明を受けて、原子力規制庁から以下を伝えた。

- ・資料1及び資料2の添付資料2には使用前点検として、「巡視等」を行うと記載しているが、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」VI. 4. エに記載のとおり、使用前点検には、点検等の範ちゅうである使用前検査、使用前事業者検査、長期保管対策、健全性確認、自主点検等を含むため、明確にしておくこと。
- ・資料1及び資料2の添付資料2に記載されている特別な施設管理実施計画のうち設備の長期保管対策において、追加の点検や健全性確認が必要と評

価した場合には、当該評価の方法、根拠情報、評価結果、確認方法等の詳細を記載した変更申請を行う必要があること。また、その内容については他の事業者における定期事業者検査報告の内容を考慮すること。

- ・ 特別な施設管理実施計画のうち健全性確認については、設置の工事を再開するまでに、その詳細を記載した変更申請を行う必要があること。また、その内容については再処理施設に係る審査会合や設計及び工事計画の認可の審査の内容を考慮すること。
- ・ 特別な施設管理と通常運転時の施設管理との関係を含め、明確にすること。

○電源開発（株）及び中国電力（株）からは了解した旨の回答があった。

6. その他

資料 1：旧実用炉規則第 15 条に基づく使用前検査申請書における「保全計画」の記載方針について（電源開発（株））

資料 2：旧実用炉規則第 15 条に基づく使用前検査申請書における「保全計画」の記載方針について（中国電力（株））